

岐 阜 県 公 報

第 六 百 八 十 七 号
令 和 八 年 五 月 二 十 二 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(森 林 保 全 課) 二〇九
道路の区域変更	(道 路 維 持 課) 二二〇
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂 防 課) 二二〇
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 二二〇
土砂災害警戒区域の指定	(同) 二二〇
土砂災害特別警戒区域の指定	(同) 二二二
土地改良区の定款の変更認可	(西 濃 農 林 事 務 所) 二二三
土地改良区役員の退任及び就任	(飛 騨 農 林 事 務 所) 二二四

告 示

岐阜県告示第二百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市白鳥町六ノ里字西ノ会津三三七の三、三三八の三、三三八の四、三三八の六、三四七、三四九、三五〇の一から三五〇の三まで、三五二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

所「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 八 年 五 月 二 十 二 日

岐阜県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年五月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	小下呂線	下呂市萩原町尾崎字四美 辻八三九番一地从先から 同市同町同字同 八五四番一地从先まで	前	三・六 三・五	二六七	
			後	三・六 二・七	二六七	

岐阜県告示第二百八十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
別荘洞	瑞浪市明世町戸狩	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第三百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
別荘洞	瑞浪市明世町戸狩	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
別荘洞	瑞浪市明世町戸狩	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田高戸3	瑞浪市日吉町田高戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢13	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢14	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢15	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢16	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢17	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢18	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢19	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平岩1	瑞浪市日吉町平岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平岩2	瑞浪市日吉町平岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平岩3	瑞浪市日吉町平岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢20	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三和の郷2	瑞浪市日吉町三和の郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉2	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉3	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉4	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉5	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉6	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉7	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉8	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉9	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿洞4	瑞浪市日吉町宿洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平岩4	瑞浪市日吉町平岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常柄1	瑞浪市日吉町常柄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉10	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉11	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本郷6	瑞浪市日吉町本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南垣外1	瑞浪市日吉町南垣外	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿2	瑞浪市日吉町宿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宿3	瑞浪市日吉町宿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
半原2	瑞浪市日吉町半原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常柄2	瑞浪市日吉町常柄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
常柄3	瑞浪市日吉町常柄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本郷7	瑞浪市日吉町本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本郷8	瑞浪市日吉町本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
半原3	瑞浪市日吉町半原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久後2	瑞浪市釜戸町大久後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久後3	瑞浪市釜戸町大久後	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東大島2	瑞浪市釜戸町東大島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上平5	瑞浪市釜戸町上平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

西平 2	瑞浪市金戸町平山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西平 3	瑞浪市金戸町平山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石拾 5	瑞浪市金戸町石拾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
半原 1	瑞浪市土岐町鶴城	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜堂 6	瑞浪市土岐町桜堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下沢 2	瑞浪市土岐町下沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庄ヶ洞 2	瑞浪市土岐町庄ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥名 3	瑞浪市土岐町奥名	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽根 3	瑞浪市土岐町桜堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
境川 1	瑞浪市土岐町市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市原 7	瑞浪市土岐町市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市原 8	瑞浪市土岐町市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
学園台	瑞浪市土岐町学園台	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
月吉 6	瑞浪市明世町月吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平岩 15 沢	瑞浪市日吉町平岩	次の図のとおり	土石流
平岩 16 沢	瑞浪市日吉町平岩	次の図のとおり	土石流
宿洞 6 沢	瑞浪市日吉町宿洞	次の図のとおり	土石流
常柄 11 沢	瑞浪市日吉町常柄	次の図のとおり	土石流
常柄 12 沢	瑞浪市日吉町常柄	次の図のとおり	土石流
大久後 2 沢	瑞浪市金戸町大久後	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田高戸 3	瑞浪市日吉町田高戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢 13	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢 14	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢 15	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢 16	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢 17	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢 18	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢 19	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平岩 1	瑞浪市日吉町平岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平岩 2	瑞浪市日吉町平岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平岩 3	瑞浪市日吉町平岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢 20	瑞浪市日吉町深沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三和の郷 2	瑞浪市日吉町三和之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉 2	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉 3	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉 4	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉 5	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉 7	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉 8	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白倉 9	瑞浪市日吉町白倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

奥名 3	庄ヶ洞 2	下沢 2	桜堂 6	半原 1	石拾 5	西平 3	西平 2	東大島 2	大久後 3	大久後 2	半原 3	本郷 8	本郷 7	常柄 3	常柄 2	半原 2	宿 3	宿 2	南垣外 1	本郷 6	白倉 11	白倉 10	常柄 1	平岩 4	宿洞 4
瑞浪市土岐町奥名	瑞浪市土岐町庄ヶ洞	瑞浪市土岐町下沢	瑞浪市土岐町桜堂	瑞浪市土岐町鶴城	瑞浪市金戸町石拾	瑞浪市金戸町平山	瑞浪市金戸町平山	瑞浪市金戸町東大島	瑞浪市金戸町大久後	瑞浪市金戸町大久後	瑞浪市日吉町半原	瑞浪市日吉町本郷	瑞浪市日吉町本郷	瑞浪市日吉町常柄	瑞浪市日吉町常柄	瑞浪市日吉町半原	瑞浪市日吉町宿	瑞浪市日吉町宿	瑞浪市日吉町南垣外	瑞浪市日吉町本郷	瑞浪市日吉町白倉	瑞浪市日吉町白倉	瑞浪市日吉町常柄	瑞浪市日吉町平岩	瑞浪市日吉町宿洞
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

<p>土地改良法の定款の変更認可</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。</p> <p>令和八年五月二十二日</p> <p>岐阜県知事 江崎 禎 英</p>	<p>公 示</p>	<p>（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>									
		大久後 2 沢	常柄 12 沢	常柄 11 沢	宿洞 6 沢	平岩 16 沢	月吉 6	学園台	市原 8	市原 7	境川 1
瑞浪市金戸町大久後	瑞浪市日吉町常柄	瑞浪市日吉町常柄	瑞浪市日吉町宿洞	瑞浪市日吉町平岩	瑞浪市明世町月吉	瑞浪市土岐町学園台	瑞浪市土岐町市原	瑞浪市土岐町市原	瑞浪市土岐町市原	瑞浪市土岐町市原	瑞浪市土岐町桜堂
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
室 原 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 河 北 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 祖 父 江 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
色 目 川 沿 岸 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 高 田 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 五 ・ 八

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年五月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
日面用水土地改良区	令和八・三・三	理事	上野弘平	高山市久々野町小屋名二〇〇四番地三
		同	山本幸生	朝日町見座 八〇五番地三

令和八年五月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社